

平成28年第8回大山町教育委員会

招集年月日 平成28年5月27日(金) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	金田吉人	2番	湊谷紀子	3番	林原浩子
4番	山根 浩	5番	伊澤百子		

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について

日程第 4 議案第2号 区域外就学について

日程第 5 議案第3号 平成28年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成28年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
4 月 28 日	木	六長合同会議
29 日	金	かあら山山菜会
5 月 2 日	月	管理職会議
6 日	金	大山中学校大規模改修工事入札
7 日	土	大神山神社・門脇家住宅毀損状況確認及び修繕に関する協議(平井知事来町)、門脇家住宅一般公開
9 日	月	西部地区社会教育協議会(日吉津村)、鳥取県社会教育協議会総会(倉吉市)
10 日	火	教育課程等ヒアリング
11 日	水	大山町議会第4回臨時会、臨時教育委員会
12 日	木	教育委員辞令交付式(町長室)、全国町村教育長会定期総会及び研究大会(東京都:~14日)
16 日	月	鳥取県元気づくり推進局参画協働課来庁、学校給食センター運営審議会(名和中学校)、大山町主催第1回初任者研修(教育長講話)
17 日	火	人権政策確立要求実行委員会(倉吉市)
18 日	水	通級指導教室入級検討会
19 日	木	中山中学校訪問、大山町事務の共同実施協議会
21 日	土	中山小学校運動会、名和マラソンフェスタゲストランナー(小林祐梨子さん)を囲む会(尾古牧場)
22 日	日	名和マラソンフェスタ2016(名和さくらコース)
23 日	月	大山青年の家給食会に関する協議(県教委来庁)
25 日	水	大山中学校訪問
26 日	木	大山町文化財保護審議会、福島県新地町議会来庁、西部地区町村いじめ対策協議会(伯耆町)
27 日	金	大山保育所計画訪問、定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
5 月 28 日	土	大山西小学校運動会、大山小学校運動会、名和小学校運動会
30 日	月	名和中学校訪問、西部地区町村教育委員会連絡協議会定期総会(日吉津村)
31 日	火	大山町人権・同和教育連絡協議会(人権交流センター)、人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会実行委員会(米子市)、西部地区租税教育推進協議会定期総会(米子市)

6月 1日(水) 中山みどりの森保育園計画訪問

※ 大山町議会6月定例会の日程は別紙のとおり

大山町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について

大山町いじめ問題調査委員会設置条例（案）を平成28年6月大山町議会定例会に提出する。

平成28年5月27日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成28年5月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町いじめ問題調査委員会設置条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき大山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する大山町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

（大山町いじめ問題調査委員会の設置）

第3条 教育委員会は、法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置する。

（所掌事務）

第4条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議し、及び答申する。

- （1） いじめの事実に関すること。
- （2） いじめによる被害を受けた児童等といじめとの関係に関すること。
- （3） いじめによる被害を受けた児童等が通う学校、教育委員会、当該児童生徒の保護者等の対応及び執るべき措置に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（組織等）

第5条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、弁護士、医師、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に対する答申の提出までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見聴取等)

第8条 調査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 調査委員会の事務局は、教育委員会に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年大山町条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）中山ふれあいセンター館長の項の次に次のように加える。

大山町いじめ問題調査委員	弁護士等（弁護士又は医師若しくはこれらに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。）である委員長及び委員	日額 12,600円
	委員長（弁護士等である委員長を除く。）	日額 5,000円
	委員（弁護士等である委員を除く。）	日額 4,700円

議案第2号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成28年5月27日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年5月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 3 号

平成 28 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 28 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 28 年 5 月 27 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 28 年 5 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 28 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 3 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

平成 28 年第 4 回大山町議会定例会会期日程

(1) 会 期 平成 28 年 6 月 7 日 ～ 21 日 15 日間

(2) 審 議 予 定

日次	月日	曜日	議会区分	内 容
第 1 日	6 月 7 日	火	本会議	開会 諸般の報告・議案の提案説明
	8 日	水	委員会	常任委員会
	9 日	木	委員会	常任委員会
	10 日	金	委員会	常任委員会
	11 日	土	休 会	
	12 日	日	休 会	
	13 日	月	委員会	全員協議会・議員討論会・特別委員会
	14 日	火	委員会	常任委員会・特別委員会
	15 日	水	委員会	常任委員会・特別委員会
第 2 日	16 日	木	本会議	一般質問
第 3 日	17 日	金	本会議	一般質問
	18 日	土	休会	
	19 日	日	休会	
	20 日	月	休会	議事整理日
第 4 日	21 日	火	本会議	質疑・討論・採決 閉会

(3) 注 意 事 項

①本会議の開会時間（全員協議会の開催時間）

- ・ 6 月 7 日（火） 10 時 00 分開会 （全員協議会 9 時 00 分開会）
- ・ 6 月 16 日（木） 9 時 30 分開会 （全員協議会 9 時 00 分開会）
- ・ 6 月 17 日（金） 9 時 30 分開会 （全員協議会 9 時 00 分開会）
- ・ 6 月 21 日（火） 9 時 30 分開会 （全員協議会 9 時 00 分開会）

②一般質問通告締め切り 6 月 6 日（月）午前 9 時（期限厳守）